

にしのみや商工特集号

《編集・発行》
 西宮市市民局経済部産業振興課
 〒662-8567
 西宮市六湛寺町10番3号
 ☎ 0798-35-3326
<http://www.nishi.or.jp/>

平成19年度 商工・観光施策を紹介しします

西宮市中小企業融資制度のご案内

市では、平成19年度も市内工業の振興と都市型観光を推進するため、様々な施策を実施しますが、このうちの主な施策は次のとおりです。（施策体系図も併せてご覧ください）

【予算総額】
約5億6千万円

【新規施策】
・地域連携商店街等活性化支援重点モデル事業：商店街等の組織が、地域住民や大学等と連携し、歴史的建造物などの社会資源も活用しながら地域商業の活性化とまちづくりを行う活動を重点的に支援する事業を行います。

【継続施策】
・産学官民連携の交流事業：新製品や新事業、新たなビジネスモデルの創出を促すために産学官民連携の交流事業を推進します。

・地域ポータルサイト運営補助事業：市内産業・観光振興を目的に19年度から開設する「西宮市地域ポータルサイト」の運営に対する補助を行います。

・酒蔵通り他整備事業：酒造メーカー等の飲食・物販の店舗が開店し、にぎわいをみせる酒蔵地帯に、引き続きソーラーシ

テム仕様の街路アプローチ灯を設置します。

また、金融の円滑化を図るための「西宮市中小企業融資制度」や、商店街等の活性化に向けた「あきない塾」「空き店舗活用活性化事業」などを実施します。

観光振興策として、人気の高い「西宮洋菓子園遊会」や「西宮和菓子まつり」を西宮商工会議所と共同で実施するとともに、西宮観光協会と連携して「西宮さくら祭」や「にしのみや再発見バスツアー」などを実施します。

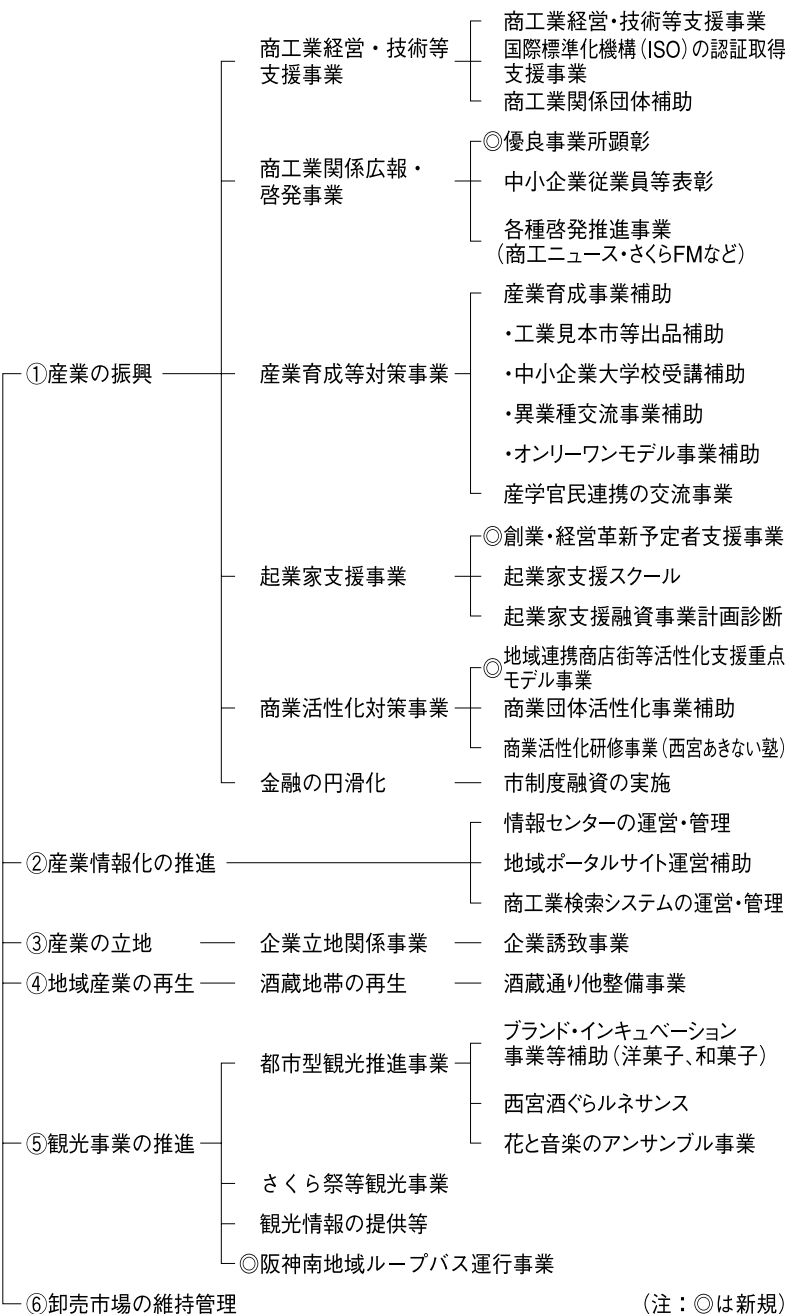
【問合せ先】
産業や観光関係の情報は西宮市のホームページでもご覧いただけます。商工業振興策については ☎ 0798・35・3367、観光事業については ☎ 0798・35・3331 まで。

市では、中小企業者の金融の円滑化を図るために、各種中小企業融資制度を設けています。対象となる条件は、西宮市内で1年（小規模事業資金は半年）以上継続して同一の事業を営み、本市市税を滞納していないこと、兵庫県信用保証協会の保証対象業種であることなどです。

ただし、西宮市内での事業資金に限りません。また土地のみの購入資金には利用できません。ご利用にあたっては別途信用保証協会への信用保証料が必要ですが、小規模事業資金融資制度と短期事業資金融資制度については、融資額300万円以下の場合、市が信用保証料を負担します。

【問合せ先】
産業振興課（☎0798・35・3326）

平成19年度 商工・観光振興施策体系



西宮市中小企業融資制度の概要（平成19年4月1日現在）

| 制度名 | 貸付限度額 | 貸付年利率 | 貸付期間 |
|---------------------|------------------|-------|---------------------------------------|
| 中小企業振興資金融資制度 | 3000万円 | 1.6% | 運転資金7年以内 設備資金10年以内 |
| 小規模事業資金融資制度 | 小規模事業資金 | 1.5% | 運転・設備資金7年以内 運転資金5年以内 |
| | 無担保無保証人特別資金 | | |
| | 倒産等関連緊急特別資金 | | |
| 短期事業資金融資制度 | 1000万円 | 1.4% | 運転資金1年以内 |
| 設備近代化資金融資制度 | 経営技術革新等支援資金 | 1.1% | 運転・設備資金10年以内 設備資金8年以内 設備資金10年以内 |
| | 機械設備等近代化資金 | | |
| | 大規模小売店舗対策商業近代化資金 | | |
| 協同組合等事業資金融資制度 | 共同事業資金 | 1.8% | 運転資金5年以内 設備資金8年以内 |
| | 組合員転貸資金 | | |
| | 事業高度化資金 | | |
| 起業家支援資金融資制度 | 独立開業資金 | 1.5% | 運転・設備資金7年以内 |
| | 新規開業資金 | | |
| 兵庫県南部地震災害特別融資借換融資制度 | 1000万円 | 1.6% | 運転資金7年以内 |

中小企業者のISO認証取得を支援します！

市内の中小企業者が、国際標準化機構(ISO)のISO9001(品質マネジメントシステム)又はISO14001(環境マネジメントシステム)の認証を取得しよとされる際に、必要となるコンサルタント費用の一部を市が負担することで、中小企業者のISO認証取得を支援します。

【募集企業数】
3社

【募集期間】
平成19年4月25日から5月31日まで

【派遣回数及び金額】
1回(4時間以上) 9万円以内で、3回を限度

【派遣期間】
平成19年度中(原則として平成20年2月末までに実施すること)

【派遣対象企業】
国際標準化機構のISO9001又はISO14001の認証取得を支援します！

各種制度のご案内

中小企業大学校受講補助

独立行政法人中小企業基盤整備機構が「中小企業大学校」で開講している実践的な研修コースを、事業主や従業員などが受講する場合に、その経費の一部を補助します。

補助内容は、受講料が2万7千円以内の場合は全額で、受講料が2万7千円を超える場合は、2万7千円とその超える額の2分の1の額の合計額(限度額5万4千円)です。

工業見本市等出品補助

市内の中小企業者やその団体が、市場開拓や販路拡張を図るため、見本市等(国・県が主催又は後援するもの)に工業製品等を出品する場合に必要な経費の一部を補助します。

補助内容は、出品に要する経費のうち、出品料、小間料、出品物の輸送費、会場で配布するパンフレットの印刷経費の合計額の45%以内(上限10万8千円)です。

「問合せ先」

産業振興課(☎0798・35・3331)